

武蔵村山市まちづくり条例の運用状況（平成24年4月1日～平成27年1月23日）

第2章 市民等の参加と協働によるまちづくり

	地区まちづくり 計画(第7条)	地区まちづくり 協議会(第8条)	地区まちづくり 準備会(第9条)	新青梅まちづくり 計画(第30条)	新青梅沿道土地 取引(第31条)
件数	0件	0件	0件	11件	3件

第3章 狭山丘陵に代表される緑と農のまちづくり

	狭山丘陵景観重点 地区(第43条)	市民緑地 (第50条)	援農ボランティア (第51条)
件数	32件	0件	9件

第4章 事業者の参画による開発事業等によるまちづくり

1 大規模土地取引及び大規模事業活動撤退

	大規模土地取引 (第98条)	大規模事業活動 撤退(第99条)
件数	4件	1件

2 開発事業の件数

種類 \ 規模 (㎡)	500~ 1,000 未満	1,000~ 2,000 未満	2,000~ 3,000 未満	3,000~ 4,000 未満	4,000~ 5,000 未満	5,000 以上 (大規模)	合 計
都市計画法第 29 条 (区画形質の変更)	11 58 区画	14 132 区画	5 73 区画			1 216 区画	31 479 区画
宅地分譲 (5区画以上)	5 30 区画	3 30 区画					8 60 区画
集合住宅 (15戸以上)	1 ^{*1} 20 戸	2 ^{*2} 38 戸					3 58 戸
中高層建築物 (10m超)		1 ^{*3} 1 棟					1 1 棟
一定規模以上の建築物 (延べ・敷地 500 ㎡以上)	6 6 棟	7 ^{*4} 7 棟	3 3 棟	1 1 棟		1 1 棟	18 18 棟
ペット霊園、運動場、 自動車販売場							
駐車場		1 40 台					1 40 台
合 計	23	28	8	1		2	62

備考 ※1 一定規模以上の建築物にも該当 (延床面積 983.32 ㎡)

※2 内 1 件は、一定規模以上の建築物にも該当 (延床面積 1,289.94 ㎡)

※3 一定規模以上の建築物にも該当 (延床面積 2,668.75 ㎡)

※4 内 1 件は、自動車販売場にも該当

《参考》

指導要綱（平成 21 年度～平成 23 年度実績）

種類 \ 規模 (㎡)	500～ 1,000 未満	1,000～ 2,000 未満	2,000～ 3,000 未満	3,000～ 4,000 未満	4,000～ 5,000 未満	5,000 以上	合 計
都市計画法第 29 条 （区画形質の変更）	12 58 区画	21 193 区画	11 180 区画	2 52 区画			46 483 区画
宅地分譲 （5 区画以上）	5 30 区画	3 29 区画	1 17 区画				9 76 区画
集合住宅 （15 戸以上）		5 108 戸					5 108 戸
中高層建築物 （10m 超）		1 1 棟				1 1 棟	2 2 棟
合 計	17	30	12	2		1	62